

杉並区公共施設景観形成指針に対する措置状況説明書

5-4 生活道路

当該行為における景観形成に関する考え方

記載欄

5-4-①舗装

歩道、通勤通学路、買い物道路など、利用頻度の高い道路では、安全性や歩行性に配慮しつつ、快適に歩ける歩行者空間をつくる。

記載欄

・まちとまちをつなぐ道路の基盤として、シンプルで飽きのこないデザインとする。

記載欄

・神社や公園などの景観資源があるところでは、一体感や誘導するための素材を工夫する。

記載欄

・透水性の舗装材やリサイクル舗装材など、環境に配慮した素材の選定に配慮する。

記載欄

5-4-②植栽

住宅地のみどりとの調和や連続性に配慮し、みどりを取り込む工夫をする。

記載欄

(ア) 道路空間にみどりを育てる工夫をする

・植栽帯の幅員を十分確保できない場合は、防護柵の代わりに、フェンスを設置し、ツタ類を絡ませるなど、道路景観に潤いを与える。

記載欄

(イ) 地域のシンボルを守る

・地域の人々が長年にわたり育んできた並木や古くから残っている大木などは、地域のシンボルとして大切に守る。

記載欄

5-4-③沿道施設等

生活道路が、日々の暮らしに潤いを与えることができる最も身近な公共空間となるよう、楽しく魅力あるものにする。

記載欄

(ア) まちかどや橋詰に小広場を確保する

- ・ベンチ・水飲みなどを設置して、散歩の休憩所や語らいの場を提供する。

記載欄

- ・スペースに余裕がある場合には、シンボルツリーや花壇などを配して身近な生活空間を演出する。

記載欄

(イ) 地域の歴史や文化、自然等の景観資源を活かす

- ・景観資源に面した道路の街路灯や案内板、舗装などは景観資源と調和したデザインとし、一体感ある道路空間をつくる。

記載欄

- ・古くから地域に親しまれてきた景観資源を大切に守りながら、道路整備をする。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

記載欄